

別添 8 (7-9、7-124 関係)

連結車両の走行性能の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、連結車両（セミトレーラ、フルトレーラ、ポール・トレーラ、キャンピング・トレーラ、農耕作業用自動車に牽引されるトレーラ等の連結車両をいう。）に適用する。

2. 走行性能

2.1. 連結車両の走行性能は、次の各式のいずれにも適合していること。

$$GCW \leq 164.51 \times kW \{121 \times PS\} - 1900$$

$$GCW \leq 4 \times Wd$$

GCW : 連結車両総重量 kg

kW {PS} : 牽引自動車の原動機の最高出力 kW {PS}

Wd : 牽引自動車の駆動軸重 kg

2.2. 昭和 49 年 3 月 31 日までに道路運送車両法第 7 条の規定により登録を行った牽引自動車（昭和 49 年 4 月 1 日以降に道路運送車両法第 16 条の規定によるまっ消登録を行ったものを除く。）で牽引される連結車両にあっては、2.1. にかかわらず、次のいずれの式にも適合していればよい。

$$GCW \leq 220.26 \times kW \{162 \times PS\} - 2530$$

$$GCW \leq 4 \times Wd$$

2.3. 最高速度（「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和 6 年 10 月 2 日付け国自基第 90 号国自整第 150 号国自技環第 103 号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度）が 60km/h 以下の牽引自動車に牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量 50t 以上のセミトレーラ及びポール・トレーラのものに限る。）にあっては、2.1. 及び 2.2. にかかわらず、次のいずれの式にも適合していればよい。

$$GCW \leq (263.77 \times kW \{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{V_{max}}$$

$$GCW \leq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$$

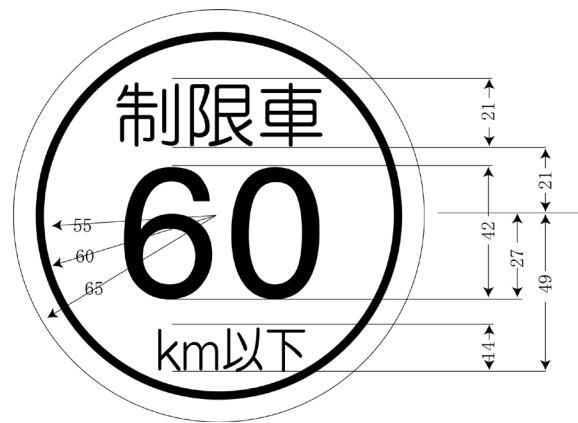
V_{max} : 牽引自動車の最高速度（1km/h 未満は切捨てるものとし、また、「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和 6 年 10 月 2 日付け国自基第 90 号国自整第 150 号国自技環第 103 号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度とする。） km/h

Q : 牽引自動車の原動機の最大トルク N・m

r : 牽引自動車の最低変速段における全減速比

R : 牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあつてはその値を用いるものとする。） m

2.3. を適用して連結車両総重量を算定した牽引自動車にあっては、その前面及び両側面に以下の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。



1. 色彩は縁線及び文字を黒色とし、縁及び地を白色とする。
 2. 寸法の単位は mm とする。
 3. 表示する場所は、車体前面及び両側面の見やすい位置とする。
2. 4. 農耕作業用自動車で牽引される連結車両（最大積載量を有するトレーラで構成されるものに限る。）にあっては、2. 1. から 2. 3. までにかかわらず、次のいずれの式にも適合していること。

$$GCW \leq (188.99 \times kW\{139 \times PS\} - 270) \times \frac{25}{V_{max}}$$

$$GCW \leq 4 \times Wd$$